

三重県公益認定等審議会及び県が所管する公益信託に関する条例等の改正について

令和 7 年 1 1 月 1 0 日

総 務 部

1 改正が必要となる議員提出条例について

(1) 三重県公益認定等審議会及び県が所管する公益信託に関する条例（以下「審議会条例」という。）

- ・公益法人及び公益信託に係る制度について、透明性の高い、効率的かつ公正な運用を図ることなどを目的として、平成 14 年 3 月に議員提出条例として制定されました。

(2) 県の出資法人への関わり方の基本的事項を定める条例（以下「出資法人条例」という。）

- ・県の出資法人への関わり方に係る基本的な事項を定め、もって公正で透明性の高い、簡素かつ効率的な県行政の実現に寄与することを目的として、平成 14 年 3 月に議員提出条例として制定されました。

2 改正の背景、内容について

- ・現行の公益信託制度は「公益信託ニ関スル法律」に基づき運用されていますが、公益の増進及び活力ある社会の実現に資することを目的に、「公益信託ニ関スル法律」が「公益信託に関する法律」（以下「改正公益信託法」という。）に全部改正され、令和 8 年 4 月 1 日より施行されることとなりました。
- ・現行制度では各都道府県（又は各官庁）が許可、監督などの運用を条例等で規定していますが、運用にばらつきがあることから、改正公益信託法では、同法に定められた基準に基づき全国統一して運用する制度に改められました。
- ・これに伴い、審議会条例において、三重県の公益信託の運用についての規定が不要となるほか、引用している法律名や条番号が変更されるなど、所要の改正が必要となります。また、出資法人条例においても、引用している法律名や条番号が変更されるなど、所要の改正が必要となります。

3 議員提出条例（政策条例）の改正案の提出に関する取扱いについて

議員提出条例（政策条例）について、議会又は執行部のどちらが改正案の提出を行うかについては、代表者会議で協議することになっています。